

入院患者様・ご家族様

入院費定期請求日変更のお知らせ

当院では、将来にわたって安定した医療を提供し続けるため、職員の適切な労働環境の確保や業務の効率化を目的とした「働き方改革」に取り組んでいます。その一環として、事務業務の見直しを行い、入院費の定期請求を下記の通り変更させていただきます。

記

令和8年1月31日まで	令和8年2月1日から
1日～15日 … 20日に請求書発行 16日～月末 … 翌月5日に請求書発行	1日～月末 … 翌月10日に請求書発行

令和8年2月診療分から、入院費定期請求を月1回（月末締めの翌月10日請求）へ変更させていただきます。退院時は、全ての精算を済ませていただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、医事課入院担当までご連絡下さい。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年12月25日
医療法人友仁会
友仁山崎病院
病院長 高橋 雅士